

平成 23 年 11 月 28 日

「地方自治法改正案に関する意見（骨子）
（たたき台）」に対する意見

全国市長会
会長 森 民 夫

第 4 回専門小委員会において配布された「地方自治法改正案に関する意見（骨子）（たたき台）」に対する意見を、以下のとおり提出いたします。

専門小委員会における取りまとめに反映されるよう、よろしく申し上げます。

1. 条例の制定・改廃の請求対象の拡大

【（たたき台）に対する修正等意見】

- 次の 2 点を追加すること。
 - ・ 社会保障と税の一体改革における地方税財政の抜本改革、充実・強化が先決であり、また、復興税制について議論されている状況下において、今回、このような改正を行うことについては、時期尚早であること。
 - ・ 直接請求の対象となれば、地方税の減税等の要求が乱発される懸念や、政争の手段として使われる懸念があり、地方の行財政運営に大きな打撃を与え、住民サービスに影響を与える可能性があること。

<理由等>

たたき台では、直接請求の対象とする方向の意見しか記述されていないが、これらの方向について良とされているものでなく、様々な意見があるということを明確にすべきである。

- 最後の○の文章を、「地方税財政の抜本改革、充実・強化等の動向を踏まえるとともに、対象とする地方税等の内容、署名数の要件のあり方、実施

時期等について更につめるべき論点があることから、引き続き検討すべき。」と修文すること。

<理由等>

議論の前提としては、地方税財政の抜本改革、充実・強化等が先決である。このような点から「制度化を図るべき」との記述は時期尚早である。

なお、原案における「十分検討」は地方制度調査会で引き続き検討していくのか、政府に一任しているのか不明であるが、いずれにせよ、これらの様々な論点における検討に当たっては、国と地方の協議の場等において地方側と十分協議し、地方の意見を尊重すべきである。

2. 解散・解職の請求に必要な署名数要件の緩和

【(たたき台) に対する修正等意見】

- 4つ目の○の文章を削除するか、もしくは「適切な見直し」の表現を削除し、文章の結びを「・・・2ヶ月に延長するとするもの。」と修文すること。

<理由等>

直接請求制度は、代表民主制の補完としての制度であることとともに、解散・解職が頻繁に行われれば行政の安定性を損ない、住民に対する行政サービスに大きな影響を与える可能性があることから、その要件緩和は極めて慎重であるべきである。

本会では、これまで、①前回の必要署名数要件の緩和から10年もたっていない状況において、改正することが必要であるのか疑問である、②必要署名数要件の緩和と署名収集期間の緩和を2つとも同時に行うとしているが、まずは署名収集期間のみ緩和することで足りないのか等の検証が十分になされたとは言い難い旨申し述べてきたところであるが、これらの意見が反映されていない。

なお、指定都市市長会からは、「署名収集期間についてのみ、都道府県と同様に2ヶ月以内とすべき」との要請がなされていることを付言する。

3. 大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度

【(たたき台) に対する修正等意見】

- 次の点を追加すること。
 - ・ 大規模な公の施設を住民投票の対象とした場合、設置場所や、施設の目的、施設の規模、建設費用など多様な論点がある中で、設置の是非のみを問う結果となり、果たして民意を的確に反映しているものであるのかを含め住民投票になじむのか、という意見があること。

<理由等>

大規模な公の施設について、住民投票の対象とすることが適切であるという方向の意見しか記述されていないが、これらの方向について良とされているものでなく、様々な意見があるということを明確にすべきである。

また、今後の「引き続き検討」に当たっては、国と地方の協議の場等において地方側と十分協議し、地方の意見を尊重すべきである。

4. 地方議会の会期

通年議会を選択した場合の長等の議会への出席義務については、これが過重なものとなれば行政執行に支障が生じることも考えられるので、出席義務のあり方については、過重なものにならないように十分配慮されたい。